

釧路市建設工事共同企業体の運用基準

(目的)

第1条 釧路市が発注する建設工事において、建設工事共同企業体の適正な活用を図るため、次のとおり運用基準を定める。

(共同企業体の種類)

第2条 建設工事共同企業体の種類は、活用目的の違いによる区別（特定建設工事共同企業体、経常建設工事共同企業体、地域維持型建設工事共同企業体）と、施工方式の違いによる区別（甲型共同企業体、乙型共同企業体）により、その内容は次のとおりとする。

2 活用目的の違いによる区別

(1) 特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）

特定の工事の施工を目的として工事毎に結成される共同企業体をいう。

(2) 経常建設工事共同企業体（以下「経常企業体」という。）

中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営・技術力を強化するために結成される共同企業体をいう。

(3) 地域維持型建設工事共同企業体（以下「地域企業体」という。）

地域の複数の建設業者の共同を促すことにより、施工の効率化と必要な施工体制の安定的な確保を図り、地域の維持管理が持続的に行われるよう、地域精通度の高い者同士で結成される共同企業体をいう。

3 施工方式の違いによる区別

(1) 甲型共同企業体（共同施工方式）

一つの工事について、あらかじめ定めた出資比率に応じて、資金、人員、機械等を拠出し、各構成員が共同施工する方式をいう。

(2) 乙型共同企業体（分担施工方式）

一つの工事について、複数の工区に分割し、各構成員がそれぞれ分

担する工区で責任をもって施工する方式をいう。

(特定企業体の運用基準)

第3条 特定企業体の運用基準は、次のとおりとする。

1 対象工事

特定企業体の対象工事は、大規模又は技術的難易度の高い工事を施工する際に、技術力を結集することにより、安定的施工を確保する必要がある場合の工事で、原則一般競争入札に付する工事とする。

2 構成員数

特定企業体の構成員数は5者までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、構成員数を別に定めることができる。

3 構成員の組合せ

特定企業体の構成は最上位等級に格付されている者同士又は最上位等級及び第二位等級に格付されている者との組合せを原則とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、最上位等級及び第二位等級の組合せ以外で組合せすることができる。

4 出資比率の限度

特定企業体かつ甲型共同企業体による各構成員の出資比率の限度は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、別に定めることができる。

- (1) 2者の場合 30%以上
- (2) 3者の場合 20%以上
- (3) 4者の場合 15%以上
- (4) 5者の場合 10%以上

(経常企業体の運用基準)

第4条 経常企業体の運用基準は、次のとおりとする。

1 対象工事

経常企業体の対象工事は、一般的な汎用技術を用い比較的規模の大きい工事とする。その規模は、工事種別により概ね次のとおりとする。

(1) 甲型共同企業体の場合

ア 土木及び建築工事 5千万円以上

イ その他の工事 2千万円以上

(2) 乙型共同企業体の場合 1千万円以上

2 構成員数と構成員の組合せ

経常企業体の構成員数は2から3者を原則とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められる場合には5者までとすることができる。

3 出資比率の限度

経常企業体かつ甲型共同企業体による各構成員の出資比率の限度は、第3条第4項を準用する。

(地域企業体の運用基準)

第5条 地域企業体の運用基準は、次のとおりとする。

1 対象工事

社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、地域事情に精通した者が持続的に実施する必要がある工事とする。ただし、維持管理に該当しない新設又は改築等の工事を含まないものとする。

2 構成員数と構成員の組合せ

地域企業体の構成員数は、地域や対象工事の実情に応じて市長が定めるものとし、発注工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号。以下「業法」という。)の許可工事につき、許可を受けた者を少なくとも一者含む組合せとする。

3 出資比率の限度

地域企業体かつ甲型共同企業体による各構成員の出資比率の限度は、構成員の均等割の10分の6に相当する数値を下回らないもの

とする。

(共同企業体の資格要件)

第6条 共同企業体の構成員の資格要件及び技術的要件等は、次のとおりとする。

(1) 構成員の資格要件

構成員の資格要件は、発注工事に対応する業法の許可工事につき、許可を受けてから営業年数が2年以上あることとする。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあっては、許可を受けてから営業年数が2年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

(2) 構成員の技術的要件

発注工事に対応する許可工事に係る監理技術者又は業法第26条に定める主任技術者を工事現場に全ての構成員が、共同施工の工期中又は分担施工の工期中、専任で配置できること。ただし、共同施工の工事1件の請負代金額又は分担工事の請負代金額が建設業法施行令(昭和31年政令273号)第27条第1項に定める金額に満たない場合、又は地域企業体の最上位等級に格付されている者が共同施工の工事において監理技術者等を専任で配置した場合は専任でなくてもよい。

(3) 資格審査

共同企業体の資格審査は、申請書に基づき資格要件を審査の上、その結果を申請者に通知するものとする。参加資格を有すると認められた場合で、特定企業体にあっては、競争入札の参加申込は、当該資格申請によりあったものとみなす。また、経常企業体及び地域企業体にあっては、競争入札の参加申込は、単体企業に準じた取扱いとする。

(4) 資格審査の提出書類

共同企業体の資格審査申請に際しての提出書類は、次のとおりとす

る。

ア 共同企業体競争入札参加資格審査申請書

イ 共同企業体協定書

(共同企業体の存続期間又は解散)

第7条 共同企業体の存続期間又は解散は、次のとおりとする。

(1) 特定企業体の存続期間

請負契約を締結した特定企業体の存続期間は、当該契約の請負代金額の受領が完了したときまでとする。特定工事の契約の相手方とならなかった特定企業体の存続期間は、当該工事の契約が締結された日までとする。

(2) 経常企業体及び地域企業体の解散

経常企業体及び地域企業体の解散時期は、資格の有効期限とする。ただし、存続期間満了の日において工事を施工している場合（工事の完成後、工事の請負代金額等の受領が完了していない場合を含む。）は、当該工事が完成し、かつ、工事請負代金額等の受領等が完了したときに解散するものとする。

(共同企業体との契約)

第8条 共同企業体と契約を締結するときの契約書等は、次のとおりとする。

(1) 共同企業体による請負契約書の相手方は構成員の連名とする。

(2) 請負者が経常企業体、地域企業体又は乙型特定共同企業体の場合、請負契約書には、付属協定書を添付するものとする。

(様式)

第9条 共同企業体に係る様式は別記によるものとする。

(適用除外)

第10条 この要綱の規定は、DBM（デザインビルドメンテナンス。設計、施工及び維持管理業務の一括発注）方式については、適用しない。

附 則

1 この基準は、平成17年10月11日から運用する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から運用する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から運用する。

附 則

この基準は、平成26年8月25日から運用する。

附 則

この基準は、平成29年7月1日から運用する。